



2025年7月8日

各位

会社名 日置電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡澤 尊宏
(コード番号 6866 東証プライム)
問合せ先責任者 総務本部 経営企画部長 清水 久志
(TEL 0268-28-0555)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月8日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月31日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 4,410株
(3) 処分価額	1株につき 5,510円
(4) 処分価額の総額	24,299,100円
(5) 処分予定先	当社子会社の取締役5名 4,410株

2. 処分の目的および理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、当社子会社の取締役のモチベーションを高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、当社子会社の取締役会その他権限を有する会議体の決議に基づき、所定の要件を満たす当社子会社の取締役5名（以下「割当対象者」といいます。）に対して当社子会社から金銭報酬債権合計金24,299,100円を付与し、その上で、本日開催の取締役会の決議により、当該金銭報酬債権の合計24,299,100円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金5,510円）、割当対象者に対し、本自己株式処分として当社の普通株式4,410株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、下記のとおり譲渡制限期間を設定いたしました。

割当対象者は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2025年7月31日（払込期日）から割当対象者が当社子会社の取締役の地位を喪失する日まで、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2025年7月31日（払込期日）から2026年7月31日までの間、継続して当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社子会社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,510円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上